

第26回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月30日(木) 午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 妙高市役所4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長 7番 霜鳥 勝範

会長職務代理者 13番 丸山 光浩

委員	2番	丸山 嘉之	3番	竹田 賢一	4番	鹿島 幸一
	5番	石川 道夫	6番	竹内 則孝	8番	池上 裕子
	9番	関原 正晴	10番	生井 一広	11番	高橋 敏明
	12番	白石 英一	14番	樽澤 忠信	15番	田地野 賢一
	16番	横尾 一弘	17番	吉尾 正治		

4. 欠席委員(1名) 1番 内田 芳昭

5. 提出議題

報告第12号	農用地利用集積計画の変更届出について
報告第13号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第14号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第15号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第15号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第17号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第18号	農用地利用集積等促進計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 宮川 尚史 次長 宮下 孝 係長 杉本 孝之 主査 石田 智美

7. 会議の概要

局長 本日の出席委員を報告します。出席委員は、16名です。
それでは、霜鳥会長、お願いします。

会長 皆さんお疲れ様です。
田植え作業も間近となり準備作業にお忙しいことと思います。作業の際は事故に注意いただくとともに、付近の道路に泥を落としたりすることのないよう配慮をお願いします。
今月は15日に常設審議委員会、24日に農業再生協議会及び妙高市農業振興協議会に出席しました。それでは議事に入ります。

議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第26回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。12番の白石 英一（しらいし えいいち）委員、13番の丸山 光浩（まるやま みつひろ）委員よろしくをお願いします。
本日の議題は、報告事項が4件、議案が4件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、
報告第12号 農用地利用集積計画の変更届出について
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第14号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
以上、報告事項4件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。
1ページの報告第12号 農用地利用集積計画変更届出について、をご覧ください。
3月の届出は39件であります。
1ページの1番から6ページの28番までについては、賃貸借期間の満了を迎える契約期間の延長、6ページの29番から8ページの39番までについては、契約期間の延長と賃借料の変更をするものであります。

続きまして、9ページの報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。3月の届出は19件であります。

9ページの1番から10ページの14番までについては、基盤法による賃貸借契約の合意解約、10ページの15番から19番までについては機構法による賃貸借契約の合意解約をするものであります。

なお、今回、五日市をはじめとする斐太地区の案件が多いですが、大江口土地改良区域内で分散していた耕作者同士の農地について、集積集約を行うものであり、解約後の新たな賃貸借契約は、今月の議案第18号に上程されております。

次に11ページ、報告第14号 農地転用事実確認証明等報告について、をご覧ください。
3月に法務局から依頼のありました農地転用の事実に関する照会は2件であります。
いずれの案件もこれまで長期にわたり、農地として利用されておらず、土地利用の状況などから農地としての復旧が難しく、今後も農地としての利用が見込めないことを確認いたしました。

以上、説明しました案件については、結果について法務局へ報告済みであります。

次に12ページ、報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、ご覧ください。

事務局 3月の届け出は、16件、新たなあつせん希望はありませんでした。
以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、報告事項4件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請については、13ページをご覧ください。今月の許可申請は、3件です。

1番について、申請地は大字長森地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計：4,354㎡
です。

位置図は、資料No.4 19ページをご覧ください。

譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は遠方に居住しており所有農地の管理負担軽減のため、双方協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は大字関山地内、

登記地目：田が2筆、登記地積合計：4,332㎡です。

位置図は、資料No.5 20ページをご覧ください。

譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難であったことから現在双方による賃貸者契約を継続中ですが、協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は大字上中村新田地内、

登記地目：田が4筆、登記地積合計：6,337㎡です。

位置図は、資料No.6 21ページをご覧ください。

譲渡人は高齢により耕作が困難であったことから現在双方による賃貸者契約を継続中ですが、協議をしたところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上、3件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。4月21日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 2番について説明します。4月10日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 3番について説明します。4月10日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第15号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号は、許可することに決定しました。

次に、議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、14ページをご覧ください。
今日の許可申請は、2件です。

1番です。申請地は大字除戸地内、登記地目：田が1筆、登記地積753㎡です。

位置図は、資料No.7 22ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。申請者は、このたび申請地を相続し登記状況等の調査をしたところ、地目が農地のままで、転用許可の手続きが取られていないことが判明したことから、相談があり、事務局から指導し、今回の申請に至ったものであります。

それを受け、これまでの住宅敷地の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、敷地地番を錯誤していたものですが、整備時に申請があれば許可できる内容で、先代が農地法を十分に理解していなかったことが原因での、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

2番です。申請地は大字田切地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計383㎡です。

位置図は、資料No.8 23ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。申請者は、申請地付近に居住しており、住宅の老朽化による建て替えをするにあたり申請地に住宅の整備を希望しています。

以上、2件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。4月16日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 2番について説明します。4月17日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第16号に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、許可することに決定しました。

次に、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、15ページをご覧ください。今月の許可申請は、3件です。

1番です。

申請地は、大字二俣地内、登記地目：畑が1筆、登記地積458㎡です。

位置図は、資料No.9 24ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。譲受人は、申請地を売買により取得し、住宅の整備を希望しています。

2番です。

申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計776㎡です。

位置図は、資料No.10 25ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。譲受人は、申請地を売買により取得し、住宅の整備を希望しています。

3番です。

申請地は、大字五日市地内、登記地目：畑が1筆、登記地積315㎡です。

位置図は、資料No.11 26ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、農用地区域内の農地です。

譲受人は、申請地を寄付により取得し、周囲の圃場のため水利施設の整備を希望しています。

以上、3件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。

委員 1番について説明します。4月17日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 2番について説明します。4月17日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員 3番について説明します。4月21日に事務局と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明のとおりです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、議案第17号に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 事務局 2番の転用目的は、住宅敷地とあるが一般住宅か、それとも宿泊施設か？
一般住宅である。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号は、許可することに決定しました。

次に、議案第18号 農用地利用集積等促進計画について、を上程します。

なお、議案第18号のうち36番から41番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。

36番から41番を除く35件を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第18号 農用地利用集積等促進計画についてのうち、1番から35番までをご説明いたします。27ページご覧ください。

27ページの1番から28ページの8番までが個人対個人、個人と法人間の新規の使用貸借契約であります。

続いて28ページの9番から32ページの34番までが新規の賃貸借契約であります。

なお、報告第13号で説明しました斐太地区の農地の集積集約に伴う新規賃貸借契約も含まれております。

続きまして、35番については、売買による所有権移転であります。これまで譲受人が耕作しておりましたが、譲渡人の希望により売買を行うもので、機構法の売買事業により所有権移転をするものです。

以上、ご説明申し上げましたがご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第18号のうち1番から35番について、質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第18号 農用地利用集積等促進計画について、のうち1番から35番を採決します。
お諮りします。本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号のうち1番から35番は、市長に「意見なし」と報告することに決定しました。

続きまして、同じく議案第18号 農用地利用集積等促進計画について、のうち36番から39番については、委員に関する案件であります。

農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員については退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第18号 農用地利用集積等促進計画について、のうち、36番から39番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、32ページの36番から39番までをご説明いたします。
こちらについても、斐太地区の農地集積集約に伴いまして、個人対個人、個人と法人間の新規の賃貸借契約となっております。
以上、ご説明申し上げましたがご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 それでは、議案第18号のうち、36番から39番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第18号 農用地利用集積等促進計画について、のうち36番から39番を採決します。

お諮りします。本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号のうち、36番から39番については、市長に「意見なし」と報告することに決定しました。

それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第18号 農用地利用集積等促進計画について、のうち40番および41番については、委員に関する案件であります。

農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員については退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議 長 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請ついて、のうち、40番および41番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、33ページの40番と41番をご説明いたします。
こちらについても、個人対個人の使用貸借契約となっております。これまでも、基盤法の利用権設定により耕作しておりましたが、契約期間の満了に伴い、機構法の契約に切り替えるものであります。
以上、ご説明申し上げましたがご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第18号のうち、40番および41番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

< 質疑応答 >

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第18号 農用地利用集積等促進計画について、のうち40番および41番を採決します。
お諮りします。本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

< 「異議なし」の声あり >

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号のうち40番および41番については、市長に「意見なし」と報告することに決定しました。
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第26回妙高市農業委員会総会を閉会します。

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 霜鳥 勝範

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和8年4月30日

議 長

霜鳥勝範



妙高市農業委員会署名委員

白石英一



妙高市農業委員会署名委員

丸山光浩

